

ID: 422

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市道路占用料徴収条例 第7条ただし書		
例規番号	平成18年条例第192号		
<b>【根拠条文】</b> (占用料の不還付) 第7条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により許可を取り消した場合においては、占用者の請求により当該箇所の原状回復が完了された日の属する月以後の分(日額をもって占用料を徴収するものにあつては、その翌日以後の分)の占用料を還付する。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日